

【軽減？税率】……青柳

先日、消費税の研修へ出席しました。予定であれば2019（平成31）年10月から10%に税率が上げられますが、あわせて



導入される軽減税率の理解が出来ていないので参加しました。

講師の先生も、増税になるかは衆議院総選挙次第・・・とおっしゃっていましたが、財源が足りてない今、上げは避けられないとのことでした。基本的に、軽減税率の対象となるのは生活必需品である食品と定期購読の新聞で、食品は、外食なら10%、家で食べるものなら8%です。ですが、様々な軽減税率対象の具体例が挙げられるたびに、その線引きに疑問が生じ、みりん1つにしても、酒類に該当するものであれば10%、みりん風調味料（アルコールが1度未満）であれば8%と聞き、今から頭が痛くなる思いでした。

ただ、増税になる前に色々な事例が出るので、経過を観察する必要があるとともに、法律が施行される前に、様々な業界がロビー活動を行った場合、内容が変わる可能性があるため、あわせて注視してくださいとのことでした。実際、コンビニで買う新聞は10%で、定期購読の新聞は8%ということ自体が公平性にかけており、軽減税率の影響を一番に受けるとされる外食産業も何かアクションをするのではないかと予想されているようでした。

サンフェに書くためにインターネットで軽減税率について調べていると、様々な人が意見しておられ、なかでも「現状日本では単身の世帯が増加しており、外食した方が出費を抑えられるという場合もある。ライフスタイルが変化している中で、外食が安易に贅沢であるという認識はいかがなものか」という内容には、妙に納得してしまいました。当然のごとく贅沢品と判断されている酒類も、支出を抑えようと発泡酒で我慢している消費者の心情がまったく反映されておらず、

現代の実情にあわせる法律を作ることは簡単に出来るものではないと考えさせられました。

増税前の今でさえ、買い物で1つのものを選ぶのに時間がかかるようになりました。ぱっと見では安いのかなぁ？と思っている値段も、値札に小さい字で記載されている消費税込みの値段の方を見るとすごく高く感じます。今の状態でも高い！と感じるのだから、税率を引き上げる前に税金の使い方をしっかり見直してほしいと思います。

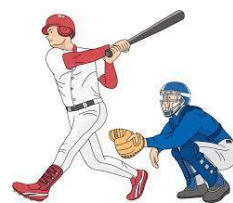
【チャンスと貯蓄】……鈴木

今月17日は貯蓄の日。10月17日に伊勢神宮で、その年に収穫された穀物でつくったお酒などを収穫への感謝の気持ちを込めてまつる神嘗祭(かんなめさい)に由来します。

チャンスは貯蓄できない、という言葉があります。チャンスは目に見えないので、ほとんどの方は貯蓄できない以前に、そのチャンスが逃げて行ったことに気付かないことがあります。チャンスは生ものであり、いつでもチャンスはあり、いつでもどこでも使えないのです。チャンスは、突然現れ、不規則な変化をし、前触れもなく消えてしまい、また今度にしようと思っていると、その今度は二度とやって来ないのです。そのときのチャンスは、そのときのみなのです。チャンスは、今すぐ使うものなのだと思います。

プロ野球の代打の選手を想像してください。彼は試合が始まってから出番がなくてもずっとネット裏で素振りをしています。そしていつでも出番が来れば、その1打席に野球人生を賭けているのです。2年前の高橋由伸監督がまさしくその選手だったのです。今年は、最低のシーズン？になってしまいましたが、これもチャンス？が逃げたのかも…。

人生にも真剣勝負の打席に入る



があります。チャンスが来てから準備をしようというのではなく、いつチャンスが来ても慌てないように普段から能力をキープしている人が、チャンスを活かせることになるのです。6年前に当事務所にお世話になったのも、自分は運が良く、チャンスを生かしたからだと思います。

今日から新たに6年前のような出来事を意識して、自分からチャンスを引き寄せたいものです。

【これから浸透？】……坂本

少しずつ秋の色も見え始めてきました。とは言っても月初めの現在、まだ洋服の整理もできておらず半そでを着用。身近に出ていたカーディガンを朝晩に羽織ってしのいでおります。

さて冬物も出始め、そろえたい洋服のチェッ



クと思いつつデパートのチラシを見て、やけにおもちゃのスペースが多いことに気付きました。さすがに最近では10月と言えばハロウィン！と定着して、かぼちゃの飾りやグッズなどをあちらこちらで見ることが多くなってきましたが、どうもそれだけではないようです。気になる一文がありました。「10月15日（日）は“まごの日”です！」…。ワタクシ初めて知りました。いつの間にそんなことになっていたのでしょうか。まごの日プレゼントフェアと称して売り出しが行われているようです。

誰が？誰に？プレゼント？一般的に考えると、おじいちゃんおばあちゃんがお孫さんへプレゼントをするということなのでしょうね。9月に敬老の日があり、祝ってもらったお返しに、10月にはプレゼントを贈るということなのでしょうか。ネットで調べてみますと、「日本百貨店協会が1999年に10月の第3日曜日をまごの日と制定。おじいちゃん、おばあちゃんから孫にメッセージを伝える日。」とありました。メッセージとは言っても、やはりお金を使ってもらうと

ころがミソなのでしょう。それにしても、次から次へとよく考えるものだと感心してしまいます。

お正月にはお年玉。最近ではお盆玉というものもあるそうです。運動会、発表会に招待されればお小遣いを渡し、その上まごの日まで！おじいちゃんおばあちゃんも大変です。お孫さんへの教育資金にかかる贈与税の非課税措置があることから、日本の消費拡大におじいちゃんおばあちゃんの力が大いに期待されているのだと思いました。

《 映画のお知らせ 》

蘇生

Revival

目に見えない放射能汚染
そして人類が直面している地球規模の様々な
環境問題、食糧問題、健康問題。
地球最古の生物である微生物たちの驚くべき力に
地球蘇生への鍵が隠されていた。

映画「蘇生」公式 HP より

- * 日時：10月15日（日）
- * 場所：ヒルズカフェ
(宇都宮アンテナショップ 宮カフェ2F)
- * 時間：14:00
- * 上映参加費：2,000円
(ドリンクバー込み)
- * 上映前のお話
「脱原発社会へのビジョン」
大木一俊弁護士
(原発いらない栃木の会共同代表)

